

地震(じしん)で家がなくなった人にお知らせします。

地震で家がこわれた人は、仮設住宅(かせつじゅうたく) <市が貸(か)す家(アパート)>に住(す)むことができます。住みたい部屋(へや)を探(さが)して申(もう)し込(こ)んでください。

○家を借(か)りることが出来る人(全部(ぜんぶ)に当てはまる人)

- (1) 2016年4月14日に、熊本市に住所(じゅうしょ)がある人。
- (2) 地震で家がこわれて、住むところがない人。
- (3) お金がなくてすぐに新(あた)らしい家を借(か)りたり建(た)てたりできない人。
- (4) 市から、家を直(なお)してもらっていない人。

○自分(じぶん)で払(はら)います。

- ・光熱水費(こうねつすいひ): 電気(でんき)、水道(すいどう)、エアコンに使うお金。
- ・共益費(きょうえきひ)、管理費(かんりひ): アパートなどの、階段(かいだん)の電気などに使うお金。
- ・駐車場費(ちゅうしゃじょうひ): 車を停(と)めるところに使うお金。
- ・自治会費(じちかいひ): 同じ地域(ちいき)に住んでいる人が快適(かいてき)に生活(せい)かつできるように地域の人が集(あ)つまっているグループに使うお金。地域のそじなどに使(も)います。

* 出ていくときの部屋の修理(しゅうり)のお金は いりません。

○市が払(はら)うので払(はら)わなくていいです。

- ・家賃(やちん): 家を借(か)りるために、毎月払(はら)うお金。
- ・敷金(しきん): 家を借(か)りるときに払(はら)うお金。(家賃の2か月分まで)
- ・礼金(れいきん): 家を借(か)りるときに払(はら)うお金。(家賃の1か月分まで)
- ・仲介手数料(ちゅうかいてすうりょう): 家を借(か)りるために払(はら)うお金。(家賃の0,54か月分まで)
- ・火災保険(かさいほけん)などの損害保険料(そんがいほけんりょう): アパートなどが火事(かじ)に なったときのために、住んでいる人 みんなで払(はら)うお金。(1年に1万円まで)

長くて2年間まで住むことができます。借りたい人は、必要な書類を持(も)って申し込みに来て(き)てください。

○申し込みの日、ところ

・5月8日(日)まで

それぞれの 区役所(くやくしょ)の 窓口(まどぐち)

(東区(ひがし)の人は東部出張所(とうぶしゅっちょうじょ)

・5月9日(月)から5月15日(日)まで

市役所(しやくしょ)14階(かい)の大(だい)ホール

・5月16日(月)から

市役所9階の建築政策課(けんちくせいさくか)

○必要(ひつよう)な書類(しょるい)

・り災証明書(さいしょうめいしょ): 家がどのくらい壊れたか 市役所の人が調(しら)べて書(か)いた紙(かみ)。コピーでもいいです。り災証明書が間(ま)に合わない人も大丈夫(だいじょうぶ)です。

・申込書(もうしこみしょ)

・住民票(じゅうみんひょう) (家族(かぞく) みんなの分)

わからないときは、電話(でんわ)してください。

熊本市役所 建築政策課 096-328-2483